

労働相談会

ろうどうそうだんかい

無料 **予約制**

※お電話での事前予約が必要です(先着順)

10/12 **月・祝**

13時～17時

@船橋フェイスビル5階

(京成船橋駅直結、JR船橋駅南口徒歩1分)

申込期限:10月5日(月)

10/24 **土**

13時～17時

@企業局庁舎2階会議室

(JR本千葉駅徒歩8分、京成電鉄千葉中央駅徒歩8分)

申込期限:10月16日(金)

※24日はZoomによるオンライン相談も可

パワハラ

解雇

配置転換etc..



県内の事業所における
労働問題が対象です。

相談員

労使関係に関する知識・経験を有する
労働者委員及び使用者委員の2名

相談時間

一人45分程度

※予約状況により、申込期限後であってもお受けできる場合がありますので、お電話でお問い合わせください。

予約・お問合せ先

千葉県労働委員会事務局

043-223-3735

(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)



令和8年度版

労働委員会は

公益委員

(大学教授・弁護士など)

労働者委員

(労働組合役員など)

使用者委員

(会社経営者など)

の

三者構成

により、公正・中立な立場で
紛争の解決に向けてお手伝いします

労働委員会の主な仕事

不当労働行為の審査

使用者が、労働組合の結成・加入を理由とした不利益な取扱いや団体交渉拒否、組合活動の妨害などをすること(不当労働行為)は、法律で禁止されています。

労働委員会では、労働者や労働組合からの救済申立てについて審査を行い、不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。

労働争議の調整

労働組合と使用者が、労働条件等について団体交渉で解決することが困難な場合、労働委員会では、あっせん、調停、仲裁のいずれかの方法(労働争議の調整)により、紛争の解決に向けてお手伝いします。

個別的労使紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間で、解雇・労働時間・パワハラ等の労働条件などをめぐる紛争について、当事者同士の話し合いによる解決が困難な場合、労働委員会ではあっせんにより、紛争の解決に向けてお手伝いします。

労働委員会Q&A

- Q** 制度の利用に費用はかかりますか？
- A** すべて無料で利用できます。
- Q** 秘密は守られますか？
- A** 委員や事務局職員には法律で定められた「守秘義務」があり、仕事上で知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。

千葉県労働委員会

TEL. 043-223-3735

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
(千葉県庁南庁舎7階)



詳しい情報はこちらから→

千葉県労働委員会

検索